



# 中原広・新国税庁長官インタビュー

2015年7月に国税庁長官に就任した中原広氏は、国記記者クラブとの会見に応じ、就任の抱負などを語った。

## 就任にあたっての抱負

国税庁の使命は、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することであり、「納税環境の整備」「適正かつ公平な税務行政の推進」という重要な要素がある。前者については、納税者からの質問や相談に親切・的確に対応していくことが基本である。後者については、悪質な納税者に対して厳正に対応していく。課題としては、事務運営の効率化が挙げられる。部内での処理を効率化し、マンパワーを税務調査など外向けの事務に回していかなければならない。

国税は非常に伝統のある職場である。この伝統のうえに立ちながら、社会や経済状況の変化にも適応するため、必要な改革は一所懸命にやっていきたい。  
**多国籍企業の国際的な租税回避**  
 東京・大阪・名古屋・関東信越の4局に国際課税の専担部署を設置し、調査体制の整備を図っている。海外送金の際に提



出する国外送金調書も活用していきたい。また、海外取引に関して、問題が想定される場合は、90の国・地域との間で租税条約に基づく情報交換を行うなど、情報収集や実態を解明することに取り組んでいる。

## マイナンバー制度

付番が10月に迫っていることから、法人番号の指定、通知公表の業務が適切に行われるよう、現在はシステム構築の最終段階で、運用開始に向けたテストを行っている。番号制度の周知、広報にも努めており、HPに特設ページを載せているほか、関係団体向けに説明会を行っている。

国税庁は付番機関であると同時に、利活用機関でもある。どうすれば納税者利便が向上できるか、国税庁の行政事務効率化ができるか、そしてそのためにはどういったシステム整備が必要かということを中心として進めている。

2014年6月公布、2015年5月に施行された改正会社法により、新たに「監査等委員会設置会社」が導入され、企業は、企業のガバナンスの方式に関して、従来の「監査役会設置会社」と「委員会設置会社（改正会社法で指名委員会等設置会社に名称変更）」に加え、3つ目の選択肢を有することになった。

取締役会は「業務執行（社内）取締役」と「業務執行取締役を監督する社外取締役」から構成され、取締役は指名委員会（取締役の指名、報酬委員会（取締役の報酬の決定）、監査委員会（監査を通じて業務執行取締役の監督）の3つの委員会の構成員となるのが「委員会設置会社」であり、米国の委員会制度を日本に持ち込んだものである。しかし、「指名委員会」と「報酬委員会」は

約180社（そのうち東証1部上場企業は約100社）で、今後増加するという予測が広がっている。なぜ、多くの企業が移行したのだろうか？

理由を考える前に、現在の企業のガバナンスに関連する情報を示そう。会社法では、「監査役会設置会社」が社外取締役を選任しない場合の理由の開示を求めており、社外取締役を選任しないことは実務的には難しくなっているため、多



外監査役をみつけるのは、候補者の市場が未成熟な日本では難しい。

このような状況があいまって「監査等委員会設置会社」に移行した多くの企業で起きていることは、社外監査役の社外取締役（監査委員会の委員）への横滑りである。社外役員（社外取締役と社外監査役）の最低限の人数は、「監査役会設置会社」では4人（社外取締役2人、社外監査役2人）、「監査等委員会設置会社」では2人（社外取締役2人、社外監査役は不要）となり社外の人数が少なくてすむ。横滑りさせれば新たな社外取締役の選任は不要で、会社法で横滑りは禁止されていない。同じ横滑りといっても、移行会社での以前の社外取締役の人数により、見方は変わるだろう。

くの企業で社外取締役を選任した。さらに、新たに導入されたコーポレートガバナンス・コードは「少なくとも2名以上の独立社外取締役を選任すべきである」と規定している。監査役に関しては、会社法は「監査役会設置会社」に対して、3人以上の監査役とその半数以上の社外監査役を要求しているため、最低でも2人の社外監査役がいることになる。また、外部から社外取締役と社

ただし、横滑りの基本的な問題は「社外取締役と社外監査役の適格性の要件は同じか？」という点にあると思う。私はある企業の監査役をしているが、自分が取締役の適格性を有しているとは思えない。ガバナンスの目的は企業が機能的にそして適切に運用されることにあり、ガバナンスの方式の選択と可否の判断は株主が行うのである。長谷川 茂男（中央大学専門職大学院特任教授）



この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2015年7月29日	東証上場会社における社外取締役の選任状況<確報>	東京証券取引所	2015年7月14日までに上場会社が提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書に基づき、社外取締役の選任状況に係る集計を行ったもの。 <a href="http://www.jpx.co.jp/news/1020/nlsgeu000001397g-att/20150729_1.pdf">http://www.jpx.co.jp/news/1020/nlsgeu000001397g-att/20150729_1.pdf</a>	—
2015年7月30日	公開草案「IFRS15号の明確化」	IASB	主な明確化の提案事項は、契約のなかの履行義務の識別方法、取引に関する当事者(本人なのか、代理人なのか)の判定方法など。コメント期限は、2015年10月28日まで。 <a href="http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Clarifications-IFRS-15-Issues-from-TRG-discussions/Pages/Clarifications-to-IFRS-15-Exposure-Draft-and-Comment-Letters.aspx">http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Clarifications-IFRS-15-Issues-from-TRG-discussions/Pages/Clarifications-to-IFRS-15-Exposure-Draft-and-Comment-Letters.aspx</a>	2015年8月20日・9月1日 合併号 情報フラッシュ

金融

## FRBの利上げ時期はいつなのか

米連邦準備制度理事会(FRB)は7月29日、米連邦公開市場委員会(FOMC)開催直後に声明文を発表した。市場の予想どおり政策変更はなく、また、声明文自体にも利上げの時期など今後の政策に関する明確な手掛かりはなかった。

イエレンFRB議長は5月に行った講演で、年内の利上げは表明しているし、株式市場の高感や利上げの際の長期金利急上昇にも触れて市場に織り込ませ、当初は市場予測だった6月利上げ実施が現実的なスケジュールに思えた。

しかし、直前にギリシャ危機が市場の最大の関心事に浮上し、1-3月期の米GDP成長率が前期比マイナス0.7%に下方修正されるなど、利上げを行うタイミングを逸した形だった。年内であれば、残りのFOMCは9月、10月、12月だが、市場関係者の利上げ時期予測も分かれている。

ポイントを引き続き、物価と労働市場であることには変わらない。今回の声明文では労働市場の改善が強調されているとともに、物価はエネルギー価格とエネルギー関連以外の輸入物価

の下落によって2%を下回る水準で推移していると記述されている。また、利上げのタイミングは、労働市場でさらに幾分か改善がみられ、物価について2%の中期目標を達成できると合理的に確信したとき、としている。

したがって、WTIで再び40ドル台に下落してきた原油価格は、声明文でも懸念されているように足かせになりかねない。さらに公表資料でFRBの物価

## 真夏の株価はボックス圏での推移か

証券

真夏はサマラリーの可能性もあれば、秋の異変の前兆になり得る時期でもある。日本経済では実体面で気になる数字、データが目につくようになってきた。株価は日米ともに一進一退のボックス圏で推移する公算が大きいと考える。

ただ、米金利の引上げ第1弾が9月になれば、8月中にもボックス圏を突き抜けるかもしれない。上下どちらに突き抜けるのか、現段階では不透明だが、方向性を決めるのは米以外の各国

見通しは、2018年で初めて1.9%台に乗る予想となっている。これだと年内に確信できるといっては程遠い。しかし一方で、公表されているFRBによるFFレートの年内見直しは0.35%なので、0.25ポイントの利上げ1回分は想定されていることになる。

したがって、年末にFF金利が0.35%で推移するには、今後原油価格がさらに大幅下落することなく個人消費支出関連の統計に悪化がみられない前提だが、9月に利上げが実施される可能性も依然として排除できない状況だ。

この背景には中国経済の停滞がある。中国政府は、4-6月期は前期と同じ前年比7%成長になったと発表した。中国の統計数字への疑問は深まるばかりである。中国株価の乱高下は際立っている。これがどう収束していくか、予断は許されない。異形異質の中国経済・中国市場という評価は強まる一方である。

一方、わが国の企業収益は好調である。4-6月期の四半期決算は30%程度の増益となっている。円安、原油安に加え、外国人観光客の急増が小売りや運輸などの内需型産業にとっては恩恵となったからである。

このようにGDPと企業収益との乖離現象は、2014年度にGDP成長率マイナス、企業収益プラスという形で史上初めて生じた。しかし、円安がプラスをもたらす為替相場には限度があり、外国人観光客の買物需要の増加ペースも鈍化してこよう。GDPと企業収益の変動的な関係はいつまでも続かない。

さらに、政治の焦点は安保法制の参議院審議に移った。会期を延長した安倍首相が野党、国民を説得できるか、30%台へ低下した内閣支持率を回復させることができるか、株式市場にとって無縁の問題ではない。